

行政文書の廃棄に関する意見聴取について（令和元年度末保存期間満了、廃棄保留分）

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

令和元年度末に保存期間が満了し、委員会において廃棄保留と意見が付されたものについて、原課に対し、意見を踏まえた今後の取扱いを確認。

このうち、原課が「廃棄相当」としたものについて、令和5年7月に、有識者による再確認を実施した行政文書ファイル。

① 対象ファイル数	88冊
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	70冊
③ ①のうち、有識者が移管相当としたファイル数	18冊

※②は委員会諮問事項、③は報告事項となります。

なお、原課が委員会意見を踏まえて「移管」としたものは、115冊。「保存期間延長」としたものは、162冊。

【参考】これまでに行った手続

(1) 原課に対し、委員会の意見を踏まえた今後の取扱いを確認

ア 確認先 知事部局118所属

イ 回答日 令和5年4月末

(2) 有識者による再確認

ア 意見の聴取先 九州大学 三輪教授（九州大学附属図書館付設記録資料館）グループ

イ 実施日 令和5年7月22日（土）、23日（日）

ウ 有識者の意見 別添「有識者再確認結果表（令和元年度末保存期間満了、廃棄保留分）」のとおり。資料4-2